

古代地方都市論 多賀城とその周辺

平川 南

Report on Provincial City of Ancient Japan

①古代地方都市の条件

②多賀城にみる都市的諸要素

③多賀城と都市概念

〔論文要旨〕

一九八七年に開催された国立歴史民俗博物館の共同研究「古代の国府の研究」の総括シンポジウムでは、国府における都市的機能や地域的広がりいわゆる国府域を設定することに対して否定的見解が目立つた。しかし、その後、全国各地で国府跡の発掘調査が実施され、大きな成果をえたが、なかでも陸奥国府が置かれた多賀城跡の前面の大規模な調査によって、都城の都市計画の根本をなすものとされた方格地割が確認されたことは注目すべきである。さらに、都市成立の諸条件とされる方格地割地域における地区構成と各地区の計画的建物配置、交通体系の結節点、都市祭祀空間の設定、生産体制の集中などの点において発掘調査等で数多くの成果が得られたのである。しかし先の総括シンポジウムを踏まえ、井上満郎氏は、国府が都市として成立するためには一定の境界概念やさまざまな都市規制が確認されなければならないが、国には郡という行政区画から切り離されたいとなる区画も存在しておらず、つまりは国府には都市規制が存在しないのであって、国府を古代都市とは考えられないと指摘している。

そこで、国府における都市規制の条件について検討した結果、大略は次のとおりである。

多賀城前面地区における方位規制は大路・小路と建物および溝などに及んでいる。また国府域の問題については、多賀郡・宮城郡を経て、権郡の多賀郡・階上郡の領域は、「和名類聚抄」宮城郡の多賀郷・科上郷に継承され、やがて留守職による高用名という形で、国府一帯の特別行政区として建てられた所領に引き継がれている。さらに郡家所在郷が他郷と異なっていた点を出土文字資料で証明し、国府所在郡も他郡と異なる条件を整えていたであろうという見通しを立てた。

以上の点を総合的に判断するならば、多賀城は、いまだ不確定要素を含みながらも、古代の都市の諸条件をほぼ満たしており、多賀城を古代地方都市とみなすことができるのである。いまだ広範囲の調査を実施していない一般諸国の国府については、以上の多賀城の諸条件を及ぼしうるかどうかは、現段階では結論づけがたいので、今後の課題としておきたい。